

自衛消防訓練の実施について

自衛消防訓練とは

消防法令に規定されている防火管理（防災管理）に該当する、防火対象物で選任された防火管理者（防災管理者）が消防計画に基づいて行う訓練です。

防火管理者を定めなければならない防火対象物等の方へ <消防法第8条第1項に規定>

- 1 自衛消防訓練の実施は、防火管理者の責務の一つであることをご認識いただき、従業員等に周知徹底して適正に実施してください。<消防法施行令第3条の2>
- 2 防火に関する自衛消防訓練の種別は、別表の訓練種別となります。なお、「通報訓練」については、全ての対象物において、定期的に行ってください。また、特定防火対象物(※1)については、「消火訓練」「避難訓練」を年2回以上実施してください。<消防法施行規則第3条第10項>
- 3 消火訓練で、訓練用水消火器を使用する場合、消防署で貸し出しますが、数に限りがありますので、消防設備業者にご相談ください。
(消防署の訓練用消火器を使用する場合は、物品借用申請書を提出してください。)
- 4 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備が設置されている対象物については、年1回は消火訓練(実放射)をご検討ください。
- 5 自衛消防訓練を実施する場合は、あらかじめ消防署に通報又は相談してください。
<消防法施行規則第3条第11項>
- 6 自衛消防訓練の事前通報は、**消防訓練実施計画書**を2部作成し、管轄消防署、管轄出張所へ提出してください。

(※1)特定防火対象物とは、劇場、映画館、飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの不特定多数の人の出入りがある対象物です。

消防職員を派遣する場合は、事前に（1か月前）連絡、相談してください。

自衛消防訓練の概要及び内容(防火管理にかかわる訓練)

種別	訓練概要	訓練内容
通報訓練	火災発生に気づいてから、施設内への周知や119番への電話などの対応訓練をいい、概ね右の訓練内容を含んだものとします。なお、模擬119通報については、消防機関に見立てた者に対し、内線電話や模擬通報装置等を用いた模擬通報でも支障ありません。	① 電話などの通報装置・放送設備などの位置や取り扱い要領の確認 ② 119通報要領の確認 (通報の内容と通報要領) ③ 想定に基づく模擬119通報や館内連絡など
避難訓練	建物内の人に火災(防災管理に関しては、地震など)の発生等を知らせ、階段や通路を使用して安全な場所までの避難、誘導及び避難器具の取扱いなどの訓練をいい、概ね右欄の内容を含んだものとします。	① 避難器具・自動火災警報設備(非常警報器具)の位置、使用方法の確認又は、実使用(任意) ② 想定に基づく避難指示・誘導(放送設備使用も含む)と模擬避難訓練 ③ 避難後の確認(避難人数・未避難者・負傷者数等)
消火訓練	消火器や屋内消火栓等を使用して初期消火を目的とした訓練をいい、概ね右欄の内容を含んだものとします。	① 消火設備(屋内・屋外・パッケージ)等器具等の位置や使用方法の確認 ② 消火設備・器具等の実使用
総合訓練	通報、避難、消火の各訓練をそれぞれ組合せて行う訓練です。	火災など災害を想定し、自衛消防組織の任務に従って、「火災の発見」「地震の発生」から始まり、119通報、初期消火、避難誘導を切れ目なく行ない、「消防隊への情報提供」までの自衛消防活動を実施し、災害時の対応を総合的に覚えます。

自衛消防訓練を実施する時の留意点

訓練の前に・・・

- 訓練の目標や決定した訓練内容に基づき、実施内容の詳細や個人の役割・留意点などを記載した訓練計画書を作成し、その内容を事前に参加者全員で確認しておくことが必要です。
- 消防訓練実施計画書を提出する際に、作成した訓練計画書も合わせて送付し、訓練内容などの助言を受けるとよいでしょう。
- 避難訓練を実施する場合は、出火想定箇所や避難経路を赤色で記入した、図面を添付してください。

訓練の後に・・・

○実施した訓練について、次回の訓練に活かせるよう訓練で達成できた点、出来なかった点など話し合いをしてください。

※「消防訓練実施計画書」及び「物品借用申請書」は名取市消防本部ホームページからダウンロードできます。

※自衛消防訓練への消防職員の派遣依頼の有無に関わらず、必要に応じて消防職員が現地に赴き、消防訓練の実施状況を指導・確認することがありますのでご了承ください。

※立入検査等を利用して、防火（防災）管理維持台帳により自衛消防訓練の実施状況の事実確認を行うことがあります。

※事業所が建物内に複数あり、権限が分かれている事業所は年2回以上の訓練のうち、1回は合同で実施するようご検討ください。

※複合防火対象物及び、同一敷地内に複数ある防火対象物の自衛消防訓練は、合同で行なっている場合でも、消防訓練実施計画書を棟ごとなど別々に提出していただく場合がありますので、どちらかわからない場合は管轄する消防署、出張所に相談してください。

○自衛消防訓練に関する問い合わせ先

名取市消防署消防係 0 2 2 - 3 8 2 - 3 0 1 9 （内線 4 2 0 ・ 4 2 1）

名取市消防署手倉田出張所 0 2 2 - 3 8 2 - 1 2 0 4

名取市消防署関上出張所 0 2 2 - 3 8 5 - 0 2 2 0

名取市消防署高館出張所 0 2 2 - 3 8 6 - 5 3 9 6

令和〇〇年〇〇自衛消防訓練計画書 作成例

訓練目的	地震、火災等の災害発生時に対し、安全かつ敏速な初期消火や店内残留者の避難誘導、及び消防への通報を行い、従業員の防災意識の向上を図り、災害時における対応や事故防止を目的とする。		
実施日時	令和〇〇年〇月〇日（金） 午前9時30分から10時まで		
実施場所	名取市〇〇3丁目〇番〇号 スーパー〇〇名取店		
災害想定	例	午前9時30分震度7の大地震が発生し、同時に1階西側の厨房より出火、建物の損壊により避難路が遮断され、避難が困難な状態になった。店内にいるお客さんが多数取り残されていることを想定する。	
	例	午後5時00分2階西側の厨房より出火、営業中の店内にいるお客さんに周知し安全に避難誘導、従業員は自衛消防組織の任務に従って行動する。	
参加者	店長（防火管理者）ほか従業員5名、お客役従業員3名 合計9名		
実施項目 及び時定	9時25分	店内放送(自衛消防訓練の実施)	店長
	9時30分	地震発生	
	9時31分	厨房より出火 (〇〇設備業者自動火災報知機鳴動)	
		事務室で自動火災報知機受信盤確認	店長
		店内放送 (お客さんに説明)	
		出火場所(厨房)確認 事務所 (店長) へ報告	〇〇
		店内に大声で周知する	
		出火場所への初期消火 結果を店長に報告	〇〇
		119番通報 (事務室固定電話使用)	〇〇
		避難誘導 非常口を開放し店外へ誘導する	〇〇
		(避難場所お客様駐車場)	
		逃げ遅れの確認 有無を店長に報告	〇〇
		消防隊への報告 (消防職員立会い時)	店長
	9時40分	訓練用水消火器による初期消火訓練	3人
		(〇〇設備業者より訓練指導を受ける)	
	9時45分	訓練講評 店長 (消防職員)	
	9時50分	訓練終了	
準備物	メガホン、訓練撮影用カメラ、非常持ち出し袋、ヘルメット		